

# 今月の経理情報

2005年2月

## 今回のテーマ： 日本版 LLP 制度への期待

「有限責任事業組合」（日本版 LLP）制度の創設のため、現在、経済産業省において平成 17 年度中の施行に向けて法制化の作業が進められています。

### 1 現状の組織・形態

現在、日本で共同事業を行なう場合には、株式会社、民法組合、匿名組合などの媒体によることが考えられます。

	利 点	難 点
株 式 会 社	・ 出資者が有限責任であり、ハイリスクの共同事業への出資が容易である	・ 議決権・利益配分が出資比率に拘束される ・ 法人課税のうえ出資者への配当にも課税され二重課税が発生
民 法 組 合	・ 議決権・利益配分が出資比率等に拘束されない ・ 構成員課税により二重課税が回避できる	・ 出資者が無限責任であり、ハイリスクの共同事業への出資に弊害がある
匿 名 組 合	・ 組合員が納税主体となり、二重課税が回避できる ・ 特約がない限り、出資額を超えて損失分担することはない	・ 営業者の単独事業であり、組合員が自ら業務を執行する権限はない

### 2 日本版 LLP 制度の期待される特徴と効果

日本版 LLP 制度は、共同事業の円滑化のため、出資者全員が有限責任で、かつ、損益配分等は内部自治の自由度が高い組織形態で、民法組合の特例として創設されるものです。

	期待される特徴	予測される効果
有 限 責 任 制	・ 出資者は出資額までしか事業上の責任を負わない（不法行為者については無限責任）	・ 少人数かつ無限責任制の下で行ってきたようなソフトウェア・コンテンツ業界等の共同事業において、LLP 制度の活用により有限責任制の下、のびのびと事業を実施することが可能となる
内 部 自 治 原 則	・ 出資者が自ら経営を行ない、損益配分については出資比率にとらわれず背景を考慮して柔軟に行なうことができる	・ 技術力を持つベンチャー企業と資金力がある大企業との共同研究開発などにおいて、それぞれ貢献度に応じた議決権・利益配分を得ることができる
構 成 員 課 税 制 度	・ 民法組合等と同様、出資者（構成員）に直接課税が行なわれ、組織に対する課税はパススルーされる	・ 利益が出た場合には出資者（構成員）でのみ課税することにより、二重課税の回避が行なわれ、損失が出た場合には損益の通算が可能となる

### お見逃しなく！

平成 17 年度税制改正において、民法組合等に係る改正案がありました。

法人組合員に帰属する組合損失を出資価額限度に制限

組合事業に係る収益を保証する契約が締結されている等の場合の組合損失の損金不算入